

## 第8節 削除

### 第88条 削除

## 第9節 特別車両料金

(特別車両料金)

第88条の2 第53条の2の規定により発売する大人特別車両料金は、特別車両の乗車キロ数に応じ次のとおりとする。

乗車キロ程	特別車両料金			
	(A)	(B)	(C)	(D)
40キロメートルまで	740円	210円	300円	100円
80キロメートルまで	740円	210円	400円	100円
140キロメートルまで	840円	320円	600円	200円
180キロメートルまで	1,050円	420円	800円	200円
180キロメートルを超えるもの	1,160円	520円	900円	200円

- 2 特別車両料金(A)は特別車両(A)に、特別車両料金(B)は特別車両(B)に、特別車両料金(C)は特別車両(C)に、特別車両料金(D)は特別車両(D)に乗車する場合に適用される。
- 3 小児の特別車両料金は、大人特別車両料金を折半し、端数計算した額とする。
- 4 第52条の2の規定により特別急行券の乗継ぎ発売を行う場合で、複数の特別急行列車の特別車両に乗車する場合の特別車両料金は、第1項に規定する乗車キロ程に応じた乗継ぎ列車ごとの特別車両料金の合計額とする。

## 第10節 個室料金

(個室料金)

第88条の3 第53条の3の規定により発売する個室料金は、一室1,050円とする。

## 第11節 その他の料金

(貸切車の留置料金)

第89条 貸切車を申込者の都合により同一駅に6時間を超えて滞留させる場合は、その超過時間について、1両2時間までごとに1,980円を収受する。

(貸切扱取消しの場合の回送料)

第90条 客車その他の車両を貸切りとする場合であって、これを他駅から回送した後申込者の都合によりその申込みを取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全キロ程について1両1キロメートルにつき240円を収受する。

(「楽」乗車料金及び「つどい」乗車料金)

第90条の2 団体専用列車「楽」及び観光列車「つどい」に乗車する場合は、

1人1回の乗車につき下記の料金を収受する。

(1) 楽 大人 400円 小児 200円

(2) つどい 大人 510円 小児 260円

2 第59条の規定は「楽」及び「つどい」乗車料金についても準用する。